

令和7年2月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和6年度2月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 75 号 農地法第3条許可申請書審議について	(11件)
議案第 76 号 農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第 77 号 農地転用事業計画変更申請書審議について	(2件)
議案第 78 号 農地法第5条許可申請書審議について	(6件)
議案第 79 号 非農地証明願出書審議について	(4件)
議案第 80 号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(4件)
議案第 81 号 農用地利用集積計画審議について	(75件)
議案第 82 号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(144件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 眞憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 銚之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
13 番 満尾 修一	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20 番 佐藤 洋三	21 番 松崎 秀樹	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
24 番 有村 昭郎	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文	27 番 池田 直人
28 番 檀元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視	31 番 有馬 孝一
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和		

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

34 番 永野 彰一

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	成田 郷	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	迫田 多恵子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和6年度2月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。
なお、(永野彰一委員)から欠席届が提出されています。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、6番「久保聖子」委員と7番「荒木信之」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第75号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
有馬孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

31番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 3頁の番号10です。

権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 67,297㎡、作物は野菜です。
以上、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

32番 議案第75号の番号10について報告いたします。

令和7年2月21日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。議案第75号の番号10の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第75号の番号10の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第75号の番号10の案件について、許可することに決定しました。
有馬委員に着席の連絡をしてください。

31番 [着 席]

会長 次に、議案第75号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 2頁から4頁までの10件です。

番号1の権利種別は賃借権設定、権利取得後の経営面積は 5,451㎡、作物はねぎです。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 838㎡、作物は野菜です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,592㎡、作物は水稻です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 891㎡、作物は野菜です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,039㎡、作物は野菜です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 13,356㎡、作物は水稻です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 522㎡、作物は野菜です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,950㎡、作物は野菜及び水稻です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,866㎡、作物は果樹です。
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 580㎡、作物は水稻です。
以上、計10件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長
4番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第75号の番号1について報告いたします。

令和7年2月21日、私と副の奥委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第75号の番号2について報告いたします。

令和7年2月20日、私と副の南田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第75号の番号3について報告いたします。

令和7年2月20日、私と副の南田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番

議案第75号の番号4について報告いたします。

令和7年2月21日、私と副の永野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第75号の番号5について報告いたします。

令和7年2月20日、私と副の榎園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番

議案第75号の番号6について報告いたします。

令和7年2月22日、私と副の樋元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番

議案第75号の番号7について報告いたします。

令和7年2月25日、私と副の濱崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第75号の番号8について報告いたします。

令和7年2月21日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番

議案第75号の番号9について報告いたします。

令和7年2月21日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第75号の番号11について報告いたします。

令和7年2月21日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。議案第75号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第75号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第75号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第3、議案第76号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の16頁をご覧ください。

番号1の転用目的は、共同住宅です。

なお、共同住宅のコンクリート擁壁の一部が申請地にあり、既に、転用済みであることから、始末書を添付しての申請です。

以上1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

16番

議案第76号の番号1について報告いたします。

令和7年2月20日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第76号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第76号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第76号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第77号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、議案第77号の番号1は、日程第5、議案第78号「農地法第5条許可申請書審議」の番号5と。議案第77号の番号2は、日程第5、議案第78号「農地法第5条許可申請書審議」の番号6と関連しますので、あわせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の19頁です。2件です。

番号1は、24頁の議案第78号「農地法第5条許可申請書審議」の番号5と関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は、令和5年1月27日付け、指令日農委第5号101で、農地法第5条の規定により許可を受けた、転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

申請人は、申請地に資材置場を整備する計画ですが、事業規模拡大により、土木・建築資材等の増加のため、今回の申請地に置場スペースを追加整備するため、事業計画を変更するものです。

以上、事業計画変更申請書審議の番号1と議案第78号「農地法第5条許可申請書審議」の番号5については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当。

また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

次に、20頁の番号2は、25頁の議案第78号「農地法第5条許可申請書審議」の番号6と関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は、令和6年11月28日付け、指令日農委第5号47で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

申請人は、貨物トラック等の貸駐車場を計画しており、前回までに4筆を転用許可済みですが、今回、グループ会社の事業拡大により車両数の増加が見込まれるため、事業計画変更するものです。

以上、事業計画変更申請書審議の番号2と議案第78号「農地法第5条許可申請書審議」の番号6については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当。

また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

18番 議案第77号の番号1と議案第78号の番号5について、一括して報告いたします。

令和7年2月21日、私と副の山口委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地及び草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、及び農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第77号の番号2と議案第78号の番号6について、一括して報告いたします。

令和7年2月26日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地及び草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.2haと

小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、及び農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第77号の番号1と関連する議案第78号の番号5。議案第77号の番号2と関連する議案第78号の番号6の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [異議等なし]

会長 ほかに質疑等ございませんので、議案第77号の番号1と、関連する議案第78号の番号5。議案第77号の番号2と、関連する議案第78号の番号6の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第77号の番号1と、関連する議案第78号の番号5。議案第77号の番号2と、関連する議案第78号の番号6の案件について、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第78号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号5及び番号6以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はじめに、資料の訂正をお願いします。24頁の番号5です。現況地目の欄に「宅地」とありますが「畑」となります。

それでは、資料の24頁をご覧ください。4件です。

番号1の転用目的は、現場事務所、駐車場、仮設道路、権利種別は使用貸借権設定です。期間は1か月です。

番号2の転用目的は、駐車場、権利種別は賃借権設定です。期間は21か月です。

なお、既に転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

番号3の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、資材配給所、権利種別は賃借権設定設定です。期間は、3年です。

以上、4件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

10番 議案第78号の番号1について報告いたします。

令和7年2月25日、私と副の満尾委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであるため、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第78号の番号2について、報告いたします。

令和7年2月25日、私と副の銚之原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番

議案第78号の番号3について報告いたします。

令和7年2月25日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、市役所より北西約0.7kmに位置し住宅・事業の用に供する施設、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、その規模が10ha未満の約(0.06ha)であるので、第2種農地の「市街地近接農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番

議案第78号の番号4について報告いたします。

令和7年2月21日、私と副の山口委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第78号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号5及び番号6以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第78号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号5及び番号6以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第78号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号5及び番号6以外の案件について、許可することに決定しました。

- 会長 次に、日程第6、議案第79号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の33頁をご覧ください。番号1については、取下げの申出がありましたので、削除をお願いします。
それでは、番号2から番号4の4件について、非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
- 番号2、20年以上経過した宅地です。一般住宅です。
番号3、20年以上経過した宅地です。公民館です。
番号4、20年以上経過した宅地です。一般住宅です。
番号5、20年以上経過した宅地です。一般住宅、店舗です。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 13番 議案第79号の番号2について報告いたします。
令和7年2月25日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。
認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 15番 議案第79号の番号3について報告いたします。
令和7年2月21日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。
認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 15番 議案第79号の番号4について報告いたします。
令和7年2月21日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。
認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 18番 議案第79号の番号5について報告いたします。
令和7年2月21日、私と副の山口委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。
認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。議案第79号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。
- 会長 何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第79号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第79号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第80号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の40頁をご覧ください。議案第80号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。

番号1 伊集院町大田 登記地目は畑、登記面積は731㎡です。

番号2 伊集院町下谷口 登記地目は畑、登記面積は616㎡です。

番号3 伊集院町下谷口 登記地目は畑、登記面積は650㎡です。

番号4 伊集院町下谷口 登記地目は畑、登記面積は831㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、番号1から番号3までの3筆が「原野」、番号4が「山林」と判断しました。

以上、畑4筆、合計面積2,828㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第80号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第80号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第81号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
ここで、議長の交代をします。

代理 奥和俊委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

1番 [退席]

代理 事務局の説明を求めます。

事務局 45項の所有権移転分の番号1及び番号2です。贈与です。

面積について、田が990㎡、計990㎡、作物は水稻です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

代理 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

代理 質疑等ありませんので、議案第81号の奥委員が関係する所有権移転分の番号1及び番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

代理 賛成多数です。議案第81号の奥委員が関係する所有権移転分の番号1及び番号2案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

奥委員に着席の連絡をしてください。

1番 〔着 席〕

代理 ここで、議長の交代をします。

会長 次に、松崎秀樹委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

21番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46項の利用権設定分の番号1及び番号2です。貸借です。

面積について、田が 1,292㎡、計 1,292㎡、うち再設定面積は無し、
利用権設定件数は2件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第81号の松崎委員が関係する利用権設定分の番号1及び番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第81号の松崎委員が関係する利用権設定分の番号1及び番号2の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

松崎委員に着席の連絡をしてください。

21番 〔着 席〕

会長 次に、中玉利一朗委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 48項の利用権設定分の番号13です。貸借です。

面積について、田が 1,166㎡、計 1,166㎡、うち再設定面積は無し、
利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第81号の中玉利委員が関係する利用権設定分の番号13の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第81号の中玉利委員が関係する利用権設定分の番号13の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

中玉利委員に着席の連絡をしてください。

19番 〔着 席〕

会長 次に、下池健吾委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

22番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 60項の利用権設定分の番号69です。貸借です。

面積について、畑が 774㎡、計 774㎡、うち再設定面積は 774㎡、
利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第81号の下池委員が関係する利用権設定分の番号69の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第81号の下池委員が関係する利用権設定分の番号69の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

下池委員に着席の連絡をしてください。

22番 [着 席]

会長 次に、議案第81号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 利用権設定分です。資料の46頁から62頁です。貸借です。

面積について、田が 5,398㎡、畑が 162,512㎡、計 167,910㎡、うち再設定面積は18,483㎡、
利用権設定件数は71件、うち再設定件数は15件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第81号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第81号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第9、議案第82号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

事務局 審議に入ります前に1か所変更がございます。67頁の番号51です。2月25日貸人から、賃貸借から使用貸借に契約内容の変更申出がございましたので、修正をお願いいたします。

会長 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 64頁の番号7から66頁の番号33までです。貸借です。

この案件につきましては、借人が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、田が23,785㎡、計23,785㎡、

利用権設定件数は27筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及

び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく願います。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第82号の上原委員が関係する番号7から番号33の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第82号の上原委員が関係する番号7から番号33の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

上原委員に着席の連絡をしてください。

10番 [着 席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 67頁の番号41です。貸借です。

面積について、田が 877㎡、計 877㎡、
利用権設定件数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく願います。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第82号の地頭所委員が関係する番号41の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第82号の地頭所委員が関係する番号41の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着 席]

会長 次に、山口義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

5番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 67頁の番号50から番号52までです。貸借です。

面積について、田が 1,764㎡、畑が 439㎡、計 2,203㎡、
利用権設定件数は3筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく願います。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第82号の山口委員が関係する番号50から番号52までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第82号の山口委員が関係する番号50から番号52までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

5番 〔着 席〕

会長 次に、満尾修一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 71頁の番号88及び番号102までです。貸借です。

面積について、田が15,316㎡、計15,316㎡、

利用権設定件数は15筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第82号の満尾委員が関係する番号88から番号102の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第82号の満尾委員が関係する番号88から番号102の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

満尾委員に着席の連絡をしてください。

13番 〔着 席〕

会長 次に、西園賢一郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 72頁の番号106及び番号107です。貸借です。

面積について、田が1,399㎡、計1,399㎡、

利用権設定件数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第82号の西園委員が関係する番号106及び番号107の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第82号の西園委員が関係する番号106及び番号107の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

西園委員に着席の連絡をしてください。

17番 〔着 席〕

会長 次に、議案第82号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の64項から75頁です。貸借です。

面積について、田が71,393㎡、畑が18,001㎡、計89,394㎡、

利用権設定数は96筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第82号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定すること
に賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第82号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長
へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。
令和6年度2月総会を閉会します。

(閉会10時10分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 奥 和 俊

6 番 久保 聖子

7 番 荒 木 信之

